

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定及び黒潮町契約規則（平成18年3月20日規則第51号）第4条及び第5条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札について公告する。

令和7年10月22日

黒潮町長 大西 勝也



1 入札に付する事項

物品番号

総務第2号

物品名

黒潮町公用車リース事業

納入場所

黒潮町役場本庁舎

納入期限

令和8年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4のいずれにも該当しない者。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (3) 公告の日から開札の日までの期間に、国、高知県、黒潮町から指名停止等の措置を受けていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）による暴力団又は暴力団員に該当しないも者
- (5) 経営状態が良好である者。

3 契約条項等を示す場所

高知県幡多郡黒潮町

4 入札参加希望の申請方法等

(1) 入札に参加を希望する者は次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに提出し入札参加の審査を受けなければならない。

(2) 入札参加資格審査申請に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 使用印鑑届

ウ 法人の場合は、商業登記簿謄本（写し可）

エ 個人の場合は、身分証明書（写し可）

オ 所在地の納税証明書（国、都道府県、市町村。写し可）

カ 暴力団排除に関する誓約書及び照合承諾書

※上記イからカについて、令和7・8・9年度競争入札参加資格申請を黒潮町に提出している場合は、今回の提出を省略することができる。

5 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付場所

ホームページ：

郵便番号 789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地
黒潮町役場 総務課 総務係まで

(2) 交付及び受付期間

公告の日から令和7年11月12日（水曜日）17：00まで（土・日曜及び祝日は除く。）

(3) 申請書の提出方法

直接持ってきていただくか、郵送（郵送の場合期間内に必着のこと。）またはメールにて提出ください

メールアドレス 10210040@town.kuroshio.lg.jp

6 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された申請書等により審査し、その結果は令和7年11月14日（金曜日）17：00までに一般競争入札参加資格決定通知書をメールにて通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日（土・日曜及び祝日は除く。）までに、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

(3) (2) の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日（土・日曜及び祝日は除く。）までに書面により回答する。

7 仕様書の閲覧および質疑応答

(1) 仕様書の閲覧

本ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関する質問が有る場合には、質問書に質問事項を記載し(3)の方法にて提出すること。

ア 受付期間

公告の日から令和7年11月12日(水曜日)17:00まで

イ 質問書交付場所

本町ホームページにて入手する。

(3) 受付方法

メールにより受け付ける。質問書の送信を行った際は、必ずその旨を電話連絡すること。

メールアドレス 10210040@town.kuroshio.lg.jp

電話番号 08880-43-2111

(4) 回答方法

本町ホームページにて回答を掲載する。

8 入札説明会

実施しない。

9 入札執行の場所

(1) 場所

黒潮町役場 3階 中会議室

高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

(2) 日時

令和7年11月21日(金曜日) 午前9:30～

10 入札方法

(1) 電報、郵送及びファクシミリによる入札は、認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札執行回数は、3回目までとする。

11 入札保証金に関する事項

免除

12 最低制限価格設定の有無

無

13 契約保証金に関する事項

免除

14 開札日時及び場所等

開札は、9の場所及び日時において行う。

15 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札

エ 入札者の記名及び押印を欠く入札

オ 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札

カ 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 記入した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ケ 所定の入札箱に投かんしなかった入札

コ 明らかに談合によると認められる入札

サ その他入札に関する諸条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は再度入札に参加することはできない。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

16 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で申込みをした者を落札者とする。